

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(子ども青少年局分)(令和8年4月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	子ども企画課	228-7104	さかい子ども食堂ネットワーク形成支援業務	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	24,426,899	R8.4.1	<p>本業務は、家庭環境が多様化・複雑化する中、生活困窮や孤食の状況に置かれている子どもを含む地域の子どもたちを見守り、必要に応じて支援に繋げる役割を持つ「子ども食堂」の開設を支援するとともに、市内の「子ども食堂」をネットワーク化して、地域に根付いた持続的な運営を支援することを目的として実施するものである。</p> <p>上記目的を達成するためには、地域の多様な主体(自治会、校区福祉委員会、民生委員児童委員、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア団体等)による児童福祉活動及び地域福祉の状況・課題を熟知し、公平中立な立場で地域の児童福祉を向上させる観点に立った団体間の調整を行うとともに、地域住民や団体からの認知度、信頼度が高く、その関係が今後も継続されることが求められるものである。</p> <p>これらの要件を満たす者は、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明記され、市内全区に区事務所を設けて地域の児童福祉活動を支援するためのネットワークを構築するとともに、発足以来の地域における児童福祉に関する多様な取組を通じて、本業務に必要な知見、情報及び地域住民や団体からの高い認知度・信頼度を有する(社福)堺市社会福祉協議会以外にないため、当該団体と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
2	子ども育成課	228-7612	堺市ファミリー・サポート・センター運営業務	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	22,956,000	R8.4.1	<p>本業務は、労働者等が育児と仕事を両立し、安心して働くことができる環境づくりに資することを目的に堺市内において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、相互援助活動に関する連絡、調整を行う。本業務を履行するためには、地域活動における必要な組織運営、支援のノウハウや地域住民の高い認知度、信頼度を有する必要がある。</p> <p>社会福祉法人堺市社会福祉協議会は、堺市内における社会福祉に関する活動への市民参加の援助を行っている団体であり、社会福祉に関する事業を能率的運営を展開してきた実績も多く、市民の認知度、信頼度が高い。このことから、本業務を適切に履行できると認められ、堺市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第3条に基づき委託先として指定されており、当該団体と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
3	子ども育成課	228-7612	堺市病児・病後児保育事業実施施設運営業務(病児保育室ゆめぼけっと)	医療法人社団ワッフル	14,042,000	R8.4.1	<p>本業務は、保護者の子育てと就労の両立を支援し、乳幼児等の健全な育成に寄与することを目的に病気の回復期にあり、又は回復期に至らない乳幼児等を適切な処遇が確保できる施設において一時的に保育・看護する。本業務を履行するためには、堺市病児・病後児保育事業実施要綱(以下「要綱」という。)に定める実施施設の基準や職員の配置基準、事業者要件を満たす必要がある。</p> <p>医療法人社団ワッフルは、要綱に定める実施施設の基準を満たし、要綱第8条第2項に基づく指定を受けている団体である。同法人は、医療を通じて子どもの成長に寄り添い、育児支援を行うことを理念とし、小児科を標榜する医療機関を運営している。また、病児保育室を継続して運営し、地域の子育て世帯に広く認知され、地域に定着したサービス基盤を有している。南区で運営する小児科医療機関に病児保育室を併設し、一体的に運営してきたことにより、診療から保育まで円滑かつ適切な支援体制を構築している。これらの実績により、本業務を安定的かつ確実に遂行できる団体と認められることから、当該団体と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	

4	こども育成課	228-7612	堺市病児・病後児保育事業実施施設運営業務(ぐんぐん病児保育室)	医療法人社団ワッフル	24,911,000	R8.4.1	本業務は、保護者の子育てと就労の両立を支援し、乳幼児等の健全な育成に寄与することを目的に病気の回復期にあり、又は回復期に至らない乳幼児等を適切な処遇が確保できる施設において一時的に保育・看護する。本業務を履行するためには、堺市病児・病後児保育事業実施要綱(以下「要綱」という。)に定める実施施設の基準や職員の配置基準、事業者要件を満たす必要がある。医療法人社団ワッフルは、要綱に定める実施施設の基準を満たし、要綱第8条第2項に基づく指定を受けている団体である。同法人は、医療を通じてこどもの成長に寄り添い、育児支援を行うことを理念とし、小児科を標榜する医療機関を運営している。また、病児保育室を継続して運営し、地域の子育て世帯に広く認知され、地域に定着したサービス基盤を有している。北区で運営する小児科医療機関に病児保育室を併設し、一体的に運営してきたことにより、診療から保育まで円滑かつ適切な支援体制を構築している。これらの実績により、本業務を安定的かつ確実に遂行できる団体と認められることから、当該団体と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
5	こども育成課	228-7612	堺市病児・病後児保育事業実施施設運営業務(清恵会病児保育室めぐみ)	社会医療法人 清恵会	13,226,000	R8.4.1	本業務は、保護者の子育てと就労の両立を支援し、乳幼児等の健全な育成に寄与することを目的に病気の回復期にあり、又は回復期に至らない乳幼児等を適切な処遇が確保できる施設において一時的に保育・看護する。本業務を履行するためには、堺市病児・病後児保育事業実施要綱(以下「要綱」という。)に定める実施施設の基準や職員の配置基準、事業者要件を満たす必要がある。社会医療法人清恵会は、要綱に定める実施施設の基準を満たし、要綱第8条第2項に基づく指定を受けている団体である。同法人は、生命を尊び人々の健康の向上に寄与することを理念とし、小児科を標榜する医療機関を運営している。また、堺区で運営する小児科医療機関に病児保育室を併設し、一体的に運営してきたことにより、診療から病児保育の受け入れまで円滑なサービス提供が可能な体制を構築している。これらの取組により、地域の子育て世帯から高い認知と信頼を得ている。これらの実績から、本業務を適切に履行できる団体と認められることから、当該団体と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
6	こども育成課	228-7612	堺市病児・病後児保育事業実施施設運営業務(病児保育室ゆりかご)	特定非営利活動法人 ゆりかごネットワーク	15,300,000	R8.4.1	本業務は、保護者の子育てと就労の両立を支援し、乳幼児等の健全な育成に寄与することを目的に病気の回復期にあり、又は回復期に至らない乳幼児等を適切な処遇が確保できる施設において一時的に保育・看護する。本業務を履行するためには、堺市病児・病後児保育事業実施要綱(以下「要綱」という。)に定める実施施設の基準や職員の配置基準、事業者要件を満たす必要がある。特定非営利活動法人ゆりかごネットワークは、要綱に定める実施施設の基準を満たし、要綱第8条第2項に基づく指定を受けている団体である。同法人は、地域社会の活性化及び住みよいまちづくりを寄与することを目的として、保育及び子育てに関する事業を実施している。また、病児保育室「ゆりかご」を継続して運営してきた実績を有し、サービスを利用する市民から高い認知と信頼を得ている。これらの取組により、本業務を適切に履行できる団体と認められることから、当該団体と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

7	こども育成課	228-7612	堺市訪問型病児保育事業運営業務	特定非営利活動法人 ゆりかごネットワーク	14,700,000	R8.4.1	<p>本業務は、労働者等が育児と仕事を両立させ、安心して働くことができる環境整備に資することを目的に児童福祉法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業として、病児及び病後児の預かり等にかかる援助を希望する者と当該援助を受けることを希望する者との間における相互援助活動に関する連絡及び調整を行う。本業務を履行するためには、堺市訪問型病児保育事業実施要綱(以下「要綱」という。)に定める事業者の要件を満たす必要がある。</p> <p>特定非営利活動法人ゆりかごネットワークは、要綱に定める事業者の要件を満たし、要綱第6条第3項に基づく指定を受けている団体である。同法人は、地域社会の活性化及び住みよいまちづくりに寄与することを目的として、保育及び子育てに関する事業を実施している。また、子育て支援に携わりたい市民との幅広いネットワークを有し、相互援助活動に必要な人材を確保できるノウハウを有している。これらの取組により、本業務を適切に履行できる団体と認められることから、当該団体と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
8	こども育成課	228-7612	堺市育児支援ヘルパー派遣業務	コアラ会、株式会社スマートスマイル、特定非営利活動法人モモの木	—	R8.4.1	<p>本業務は、母親が妊娠中又は出産後の心身の負担により、家事又は育児を行うことが困難な家庭に育児支援ヘルパーを派遣し、家事又は育児の援助を行うことにより、安心してこどもを産み育てられる環境を創り出すためのものであり、事業対象者の利便向上を図るため、堺市育児支援ヘルパー派遣事業実施要綱に基づき、堺市育児支援ヘルパー派遣事業登録事業者のうち、本市が定めた委託基準に該当する事業者全てと契約を行うもの。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	単価契約 2,700円/件 ほか
9	こども育成課	228-7612	乳幼児精密健康診査業務	一般社団法人堺市医師会	—	R8.4.1	<p>医療行為を伴う性質上、又目的からしても競争入札には適さないもの。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	単価契約 「診療報酬の算定方法」によって算定した額から、各種健康保険法の規定に基づき給付される額を控除した額
10	こども育成課	228-7612	妊産婦健康診査業務	一般社団法人大阪府医師会・地方独立行政法人堺市立病院機構・一般社団法人大阪府助産師会	—	R8.4.1	<p>医療行為を伴う性質上、又目的からしても競争入札には適さないもの。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	単価契約 18,860円/件 ほか
11	こども育成課	228-7612	乳児一般健康診査業務	一般社団法人大阪府医師会・地方独立行政法人堺市立病院機構	—	R8.4.1	<p>医療行為を伴う性質上、又目的からしても競争入札には適さないもの。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	単価契約 7,420円/件

12	こども育成課	228-7612	新生児聴覚検査業務	一般社団法人大阪府医師会・地方独立行政法人堺市立病院機構・一般社団法人大阪府助産師会	—	R8.4.1	医療行為を伴う性質上、又目的からしても競争入札には適さないもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 5,000円/件 ほか
13	こども育成課	228-7612	先天性代謝異常等検査等委託業務	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪母子医療センター	—	R8.4.1	国のマスキリーニング検査施設の基準に適合しており、本市において実績を有する唯一の団体のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 5,000円/件 ほか
14	こども育成課	228-7612	産後ケア事業	一般社団法人 大阪産婦人科医会・一般社団法人 大阪府助産師会	—	R8.4.1	育児技術を身につけ、自宅で自立した生活につなげることを目的とするため、産褥のケアや母子支援の経験が豊富で、専門性の高いサービスを提供することが可能な病院等で実施する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 25,300円/日 ほか
15	こども家庭課	072-228-7331	堺市子育て世帯家事育児訪問支援事業	特定非営利活動法人モモの木 株式会社アリスキャリアサービス 社会福祉法人コスモス 社会福祉法人あすなろ会 Angel 株式会社スマートスマイル	—	R8.4.1	本業務は、堺市子育て世帯家事・育児訪問支援事業実施要綱に基づき、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども(以下ヤングケアラーという。)がいる世帯に対し、支援員を派遣し、育児や家事等の援助を行うものである。 本業務の履行にあたっては、育児や家事等の支援を行うだけでなく、ヤングケアラー及びその保護者への接し方、相談への対応法等についての知識、技術等を有している必要があり、子育て世帯家事・育児訪問支援事業について熟知したうえで本業務を履行する必要がある。 子育て世帯家事・育児訪問支援事業の詳細な知識や技術のない業者が本業務を履行しようとする適正な支援をすることができず、適正な履行は見込めないため、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 以上のことにより、本業務を適正に履行できるのは、子育て世帯家事・育児訪問支援事業、子育て支援に係る制度に熟知した事業者以外にないため、当該相手方と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 訪問派遣 3,000円/1時間 ほか
16	こども家庭課	072-228-7331	DV被害者等援護事業実施業務	社会福祉法人 大阪福祉会	3,989,000	R8.4.1	当該業務は、堺市DV被害者等援護事業実施要綱に基づき、本市において配偶者等による暴力から援護を必要とする者等に対し、一時的に保護する場所又は当面の生活の場として居室を提供し、並びに必要な相談、指導及び支援を行う業務であり、適正な履行にあたっては、DV被害等を受けた母子の保護・自立支援に向けての専門的なノウハウが必要とされる。社会福祉法人大阪福祉会は、市内唯一の母子生活支援施設を有し、DV被害等を受けた母子の保護・自立支援に関する専門知識、技法を有する団体である。本市において当該業務の適正な履行を見込めるのは当該団体のみであるため、随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
17	こども家庭課	072-228-7331	夜間・休日DV電話相談事業実施業務	社会福祉法人 大阪福祉会	5,046,000	R8.4.1	当該法人は、市内唯一の母子生活支援施設を経営する法人で、DV被害を受けた母子の保護・自立に向けての専門的なノウハウがあり、かつ24時間職員が常駐していることから、DV被害者の安全確保など緊急を要する場合、即時の対応を図ることが可能である。本件業務の実施に当たっては、これらを的確に実施できる団体は当該法人以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
18	こども家庭課	072-228-7331	母子家庭等就業・自立支援センター運営業務	一般財団法人 堺市母子寡婦福祉会	23,199,313	R8.4.1	本業務は、離婚前の父母及びひとり親家庭の父母、寡婦に対して、就業相談、就業支援講習、就業情報提供、プログラム策定、ひとり親家庭相談、養育費専門相談、法律相談、ひとり親支援講座を実施し、就業支援を核とした自立支援を行うものである為、ひとり親家庭及び寡婦の社会参画及び福祉の向上を推進することを目的として設立された地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき指定されている市内唯一の上記法人に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	1者随契	

19	こども家庭課	072-228-7331	児童家庭支援センター運営業務	社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会	20,388,000	R8.4.1	児童福祉法第35条第4項により児童家庭支援センターとして認可を受けている施設は、本市内には左記法人が運営している子ども家庭支援センター清心寮しかなく、また、現在のところ新たな認可予定もないため、要綱等に基づき上記法人と随意契約を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約 19,752,000円 単価契約 28,000円/1回、 6,000円/1回
20	こども家庭課	072-228-7331	社会的養護自立支援拠点業務	社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会	3,207,000	R8.4.1	本業務は、本市において児童養護施設等を退所し自立生活する予定のこども及び退所後自立生活のために支援の必要なこどもに対し、生活や就業に関する相談、自動グループ活動の支援、就業環境の確保、職場開拓、事業主からの相談対応及び職場訪問を含む就職後のフォローアップを行いながら退所後の自立支援を図るものである。本業務を適正に履行するためには、児童養護施設等の退所児童に対する必要な相談支援についての専門知識、技法が不可欠である。 社会福祉法人大阪児童福祉事業協会は、本市において、児童養護施設の退所児童に対する生活相談・支援などのフォローアップを行ってきた実績があり、退所児童への生活技能習得支援や相談支援に関する専門的な知識、ノウハウを持つ唯一の団体であることから、本市において本業務を適正に履行できるのは当該団体のみであり、当該団体と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
21	こどもの未来応援室	228-0244	母子保健・児童福祉に係る地域資源の連携支援業務	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	10,259,700円	R8.4.1	当該業務は、児童福祉法等に基づき設置する各区こども家庭センター機能において、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもの健康保持・増進や福祉に関する支援を効果的に実施するために、母子保健及び児童福祉に係る地域資源の把握、情報共有・見える化、地域資源との関係構築(ネットワーク化)等を行い、地域資源と連携した支援体制の充実強化を図ることを目的として実施する。 当該目的を達成するためには、市全域にある多様な主体による児童福祉活動及び地域福祉の状況や課題を熟知し、地域の児童福祉を向上させる観点に立ち、公平・中立な立場で、団体間の調整・連携することが求められる。 社会福祉法人堺市社会福祉協議会(以下「堺市社会福祉協議会」という。)は、社会福祉法により地域福祉の推進を図ることを目的とした団体として明記されており、発足以来、市内全区にある区事務所の地域に根ざした支援や関係づくり等を通じて蓄積された、多様な団体・関係機関等とのネットワークや児童福祉活動に関する深い知見、既存の人的資源を活かすことができる団体である。また、長年の地域福祉活動や地域づくりの実践を通じて、本市における地域福祉の現状や課題等に関する知見を有しているため、本市において当該業務を履行するための知見、スキル及びノウハウを有している唯一の団体である。 よって、これまで取り組んだ実績・成果があり、また、妊産婦、子育て世帯、こどもの健康保持・増進や福祉に関する支援を地域資源との連携により包括的・継続的に実施するためには、地域住民や団体、関係機関からの認知度、信頼度が高く、その関係が今後も継続される堺市社会福祉協議会と契約することが最も適している。 以上のことから、本業務の目的を達成するためには、本市全域の地域福祉推進の観点を踏まえ、堺市社会福祉協議会と契約することが最も適しており、当該相手方と随意契約を行うものである。 (地方自治法地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
22	こども相談所	245-9197	CRC親子プログラム等を活用した保護者支援業務	特定非営利活動法人チャイルド・リソース・センター	5,810,000	R8.4.1	本業務は、こどもに虐待をしまったり、子育てにしんどさや不安を抱えている保護者の支援を行うことで親子関係を再構築することを目的とした業務である。親子関係の再構築を目的とした親と子を支援するプログラムの中でも、「特定非営利活動法人 チャイルド・リソース・センター」が行う「CRC(チャイルド・リソース・センター)親子プログラム」親支援プログラムは、親子一組ごとにスタッフは2名で個別支援を行い、グループワークと違って親の能力、特性、特徴に合わせてきめ細やかで柔軟な支援ができる点が優れており、また当該業務スタッフが中心となって支援を進める点でも本市の業務体制にも合致している。以上のことから、本市において子育てにしんどさや不安を抱えている保護者への支援を行うにあたって最も効果的かつ有効なプログラムであると判断し、当該プログラムを独自に開発した業者であり、当該業務を実践できる唯一の団体である「特定非営利活動法人チャイルド・リソース・センター」と随意契約をするものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	